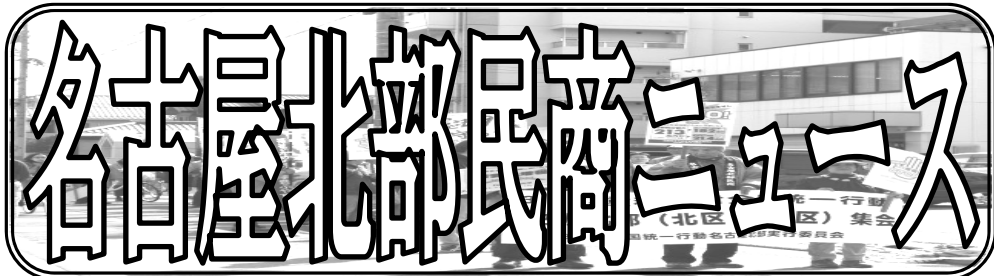


2種類（消費税・国保）の署名にご協力下さい！！



2019年12月9日（月）発行

No.356

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

年の瀬、お元気ですかと会員訪問



常任理事会に参加した安藤副会長が刺激を受け、11月16日の支部役員会で、「他の支部も会員訪問頑張ってみよう」と和賀井支部長！「うちもやろう！」と提案し、30日に事務局も含め、実行。先日の拡大推進委員会で、全会員を対象に、「拡大の訴え」「紹介カード（今年はワゴンチームカード）」を送ろうと決めました。

それを透明の封筒に入れ、カラー印刷で、目につく仕様に、他に消費税署名とパンフ、共済のバスハイクのチラシもセットに訪問グッズを用意。

支部役員会に参加した今井さん、井澤さんも、「集金している会員の分は、訪問グッズを持ってきて」と打合せもしました。

北区役所・保険年金課と懇談「大変勉強になります」

11月27日（水）午後、北区役所の保険年金課に要望書を手渡し、懇談しました。

保険年金課長が応対し、「北区は収納率が下がり、局（市役所）から追及されています。しかし、機械的に短期保険証や資格証明書を発行せず、区民の生活状況をよく聞きながら、実情に合わせた対応をするよう指導している」と話し、民商からは「今後ともそのような対応をお願いします」と要望。

「横浜市が16年に資格証明書の発行をやめ、今年8月には短期保険証の発行もや



めた。名古屋市内でも」と伝え、と「収納率や滞納者との接触はどうなっているんですかねえ」と戸惑いの様子でしたが、最後に「大変勉強になります」と、終始和やかに懇談することができました。

土曜日とあつて、仕事で不在の人も多かったですが、新会員の中村さんの奥さんや、喫茶店を営む横井さんのご主人にも会え、消費税の学習会や共済バスハイクも参加をすすめました。

守山区の複雑な道も、安藤さん、和賀井さんのナビのもと、すいすい裏道もくぐり抜け、効率よく回れました。

同日（土）午前、松原事務局長と沢田事務局長が黒川支部の会員訪問を行いました。

Kさんの奥さんに「国保払

えてる？」と尋ねると「2ヶ月くらい払えていない。相談に行かないと」との返事。「差押えでもされたら大変。一緒に相談に行くよ」と、週明けにも連絡をもらうことにしました。

Hさんも奥さんと話しができて「インボイスで、売上1千万未満でも消費税の申告が必要になる人もです。12月19日の夜に学習会をするので、ぜひ参加を」と伝えたとところ「大変ですね。伝えます」とのことでした。

年末調整・実務相談会

日時：12月25日（水）、26日（木）

1月7日（火）、9日（木）、10日（金）

10：00～12：00、13：00～15：00

場所：民商事務所・3階

＝ 持ち物 ＝

源泉徴収簿（給与台帳）、扶養控除・配偶者控除・保険料控除申告書、国保料の領収書、各種控除証明書、住宅特別控除計算書、横判、認印（法人は実印）源泉所得税の領収書、昨年の年末調整の資料一式（源泉徴収簿など）

消費税・学習会

日時：12月12日（木） 14：00～

12月19日（木） 19：30～

場所：民商事務所・3階

2023年10月からインボイス制度が導入され、売上1,000万円未満でも多くの方が消費税の申告が必要に…!?

台風19号で被災されたみなさんにお見舞い申し上げます。
民商では、災害募金を集めています。ご協力をお願いします。

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

